

中野駅地区に係る都市計画の案

＊総括図	．．．．．	1 頁
＊計画書		
1 東京都市計画道路幹線街路 補助線街路第 2 2 3 号線の変更	．．．．．	2 頁
＊計画書		
2 東京都市計画道路 中野区画街路第 5 号線の決定及び 中野駅付近広場第 1 号の廃止	．．．．．	3 頁
＊計画書		
3 東京都市計画道路特殊街路 中野歩行者専用道第 2 号線の決定	．．．．．	4 頁
＊計画書		
4 東京都市計画交通広場 中野駅西口広場の決定	．．．．．	5 頁
＊計画図	．．．．．	6 頁

東京都市計画道路総括図

幹線街路補助線街路第223号線

区画街路中野区画街路第5号線

特殊街路中野歩行者専用道第2号線

中野駅付近広場第1号

東京都市計画交通広場総括図

中野駅西口広場

日影規制値の凡例

種別	規制される日影時間	高さ	用途地
第一種中高層住居専用地域	3時間以上	1.5m	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	3時間以上	1.5m	第二種中高層住居専用地域
第三種中高層住居専用地域	3時間以上	1.5m	第三種中高層住居専用地域
第一種中層住居専用地域	3時間以上	4m	第一種中層住居専用地域
第二種中層住居専用地域	3時間以上	4m	第二種中層住居専用地域
第三種中層住居専用地域	3時間以上	4m	第三種中層住居専用地域
第一種低層住居専用地域	3時間以上	6.5m	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	3時間以上	6.5m	第二種低層住居専用地域
第三種低層住居専用地域	3時間以上	6.5m	第三種低層住居専用地域
商業地域	1日時間をも規定しない区域	-	商業地域
対象外区域	-	-	対象外区域

表示方法

用途地	色
第一種中高層住居専用地域	緑
第二種中高層住居専用地域	黄緑
第三種中高層住居専用地域	黄
第一種中層住居専用地域	黄緑
第二種中層住居専用地域	黄
第三種中層住居専用地域	黄
第一種低層住居専用地域	黄
第二種低層住居専用地域	黄
第三種低層住居専用地域	黄
商業地域	赤
対象外区域	白

用途地

用途地	色
第一種中高層住居専用地域	緑
第二種中高層住居専用地域	黄緑
第三種中高層住居専用地域	黄
第一種中層住居専用地域	黄緑
第二種中層住居専用地域	黄
第三種中層住居専用地域	黄
第一種低層住居専用地域	黄
第二種低層住居専用地域	黄
第三種低層住居専用地域	黄
商業地域	赤
対象外区域	白

幹線街路補助線街路第223号線

特殊街路中野歩行者専用道第2号線

交通広場中野駅西口広場

中野駅付近広場第1号

区画街路中野区画街路第5号線

注意

- 路線数指定の後に平行して指定する部分の長(幅)は、原則20mです。
ただし、指定図に30mと記載のある路線については、20mと30mと読み替えます。
- 路線数指定の後に平行して指定する部分の長(幅)は、原則20mです。
ただし、指定図に30mと記載のある路線については、原則10mです。
- 未施行の都市計画道路については、計画道路の幅員計画線からの数値です。
また、地区計画により決定された地区計画道路であっても、地区計画道路の幅員計画線からの数値です。
- 30m指定の路線は、国6-種26-種7-種62-種6-種74-種7の全部又は一部を除いた区域です。
- 上記に因らない変則路線指定について
① 中野4丁目6-711番の早稲田通り(補助74号)側及び早稲田通り(1)及び横り区画22-60号の交差点分については、20mです。
② 中野区南第3号線については、現道の道路境界から20mです。
③ 中野区南第4号線については、現道の道路境界から20mです。
ただし、沿線3丁目4番及び1番の砂正寺川以北部分については、廃止された地区施設道路第3号の幅員計画線から20mです。
- 問合せ
中野区都市基盤部都市計画分野都市計画担当
03-3228-8981

東京都市計画道路の変更（中野区決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第２２３号線を、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由 地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補２２３	補助線街路第２２３号線	中野区 中野四丁目	中野区 中野四丁目		約 330 m	地表式	２車線	20m	幹線街路と平面交差７箇所	
	その他		なお、中野区中野四丁目地内に交通広場を設ける。								面積約 17,600 ㎡ （嵩上部約 2,000 ㎡を含む）

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：中野駅周辺において、中野歩行者専用道第２号線と接続し、歩行者空間の拡充及び交通結節点機能の強化を図るため、嵩上げ部を追加する。

変更概要

名 称	変 更 事 項
補助線街路第２２３号線	1 交通広場の変更 面積約 15,600 ㎡ → 約 17,600 ㎡（嵩上部約 2,000 ㎡を含む）

東京都市計画道路の変更（中野区決定）

1 東京都市計画道路に区画街路中野区画街路第5号線を次のように追加する。

種別	名 称		位 置	区 域	備 考
	番号	路線名			
区画街路	中区街5	中野区画街路第5号線	中野区中野二丁目地内	計画図に表示の通り	交通広場 面積約 4,150 m ² (嵩上部約 150 m ² を含む)

2 東京都市計画道路中、中野駅付近広場第1号を廃止する。

理由：自動車交通空間及び歩行者空間の拡充を図るため。

変更概要

名 称	変 更 事 項
中野区画街路第5号線	1 新規追加
中野駅付近広場第1号	1 廃止

東京都市計画道路の変更（中野区決定）

東京都市計画道路に特殊街路中野歩行者専用道第2号線を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区域	構 造				備 考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経由 地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	嵩上げ式の区間 における鉄道等 との交差の構造	
特殊街路	中歩2	中野歩行者専用道第2号線	中野区 中野四丁目	中野区 中野三丁目		約80m	嵩上げ式		19m	J R 中央線、JR 総武線、東京メトロ東西線と立体交差	歩行者専用道路 なお、中野四丁目地内において、立体的な範囲を定める（延長約70mの区間を対象）

「区域、立体的な範囲及び構造は計画図表示のとおり」

理由：中野駅周辺において、歩行者空間の拡充及び交通結節点機能の強化を図るため、嵩上げ式により歩行者専用道を追加する。

なお、土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、立体的な範囲を合わせて決定する。

変更概要

名 称	変 更 事 項
中野歩行者専用道第2号線	1 新規追加

東京都市計画交通広場の変更（中野区決定）

東京都市計画交通広場に中野駅西口広場を次のように追加する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	交通広場名			
7	中野駅西口広場	中野区中野三丁目地内	約 1,200 m ² (嵩上部約 300 m ² を含む)	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：中野駅周辺において、中野歩行者専用道第2号線と接続し、歩行者空間の拡充及び交通結節点機能の強化を図るため、追加する。

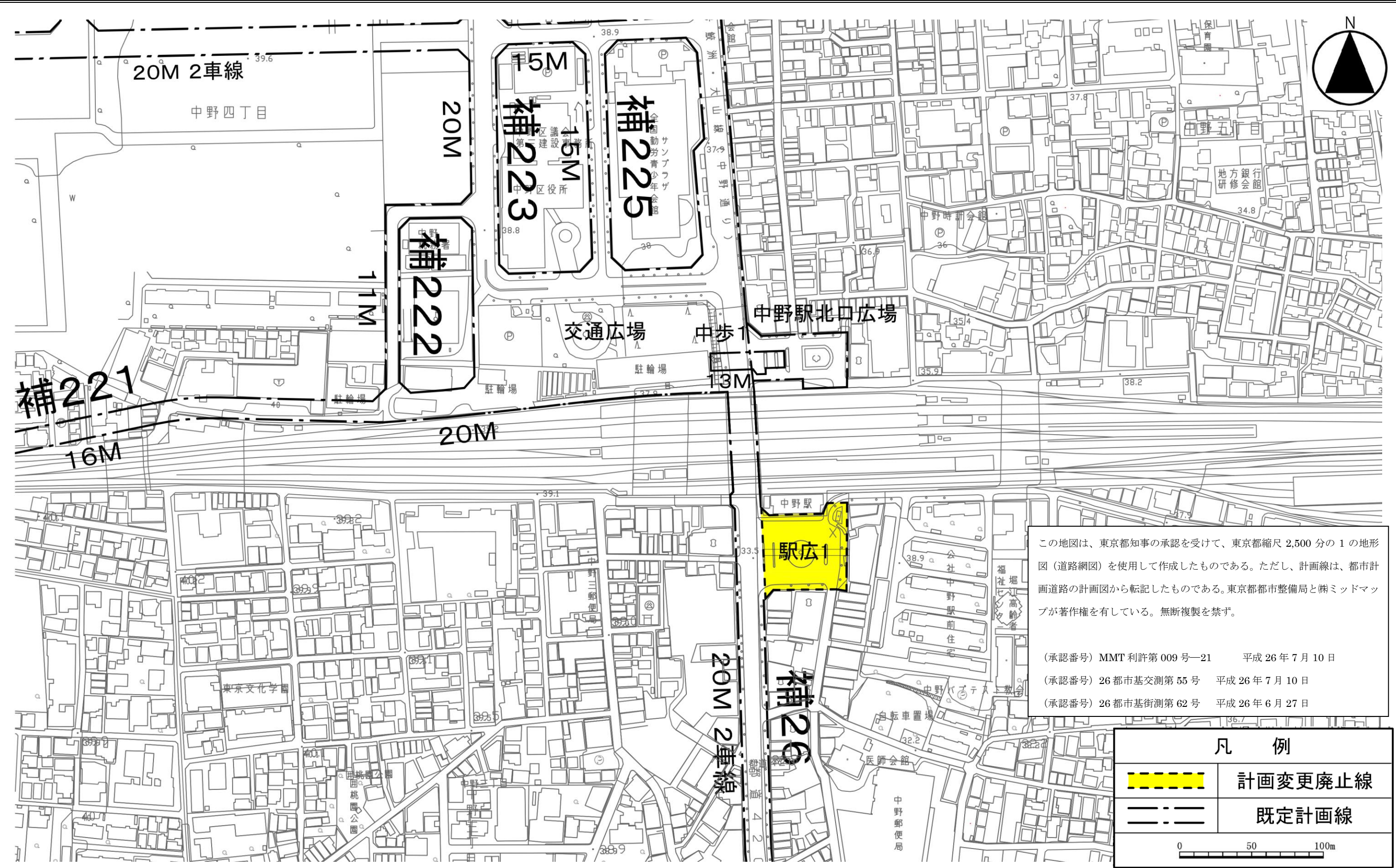
変更概要

名 称	変 更 事 項
中野駅西口広場	1 新規追加

東京都市計画道路中野駅付近広場第1号

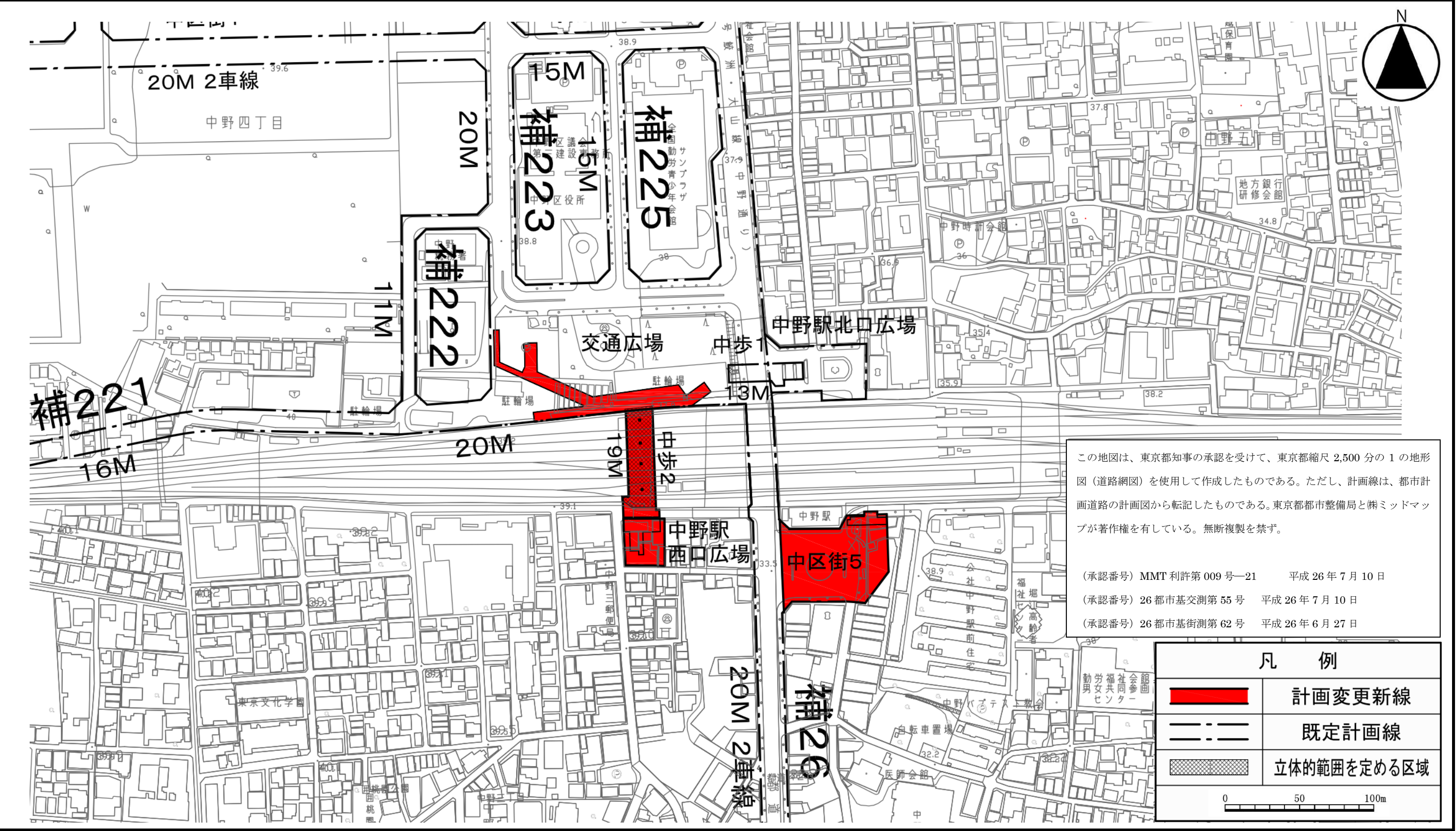
計画図 1〔中野区決定〕

縮尺 二千五百分の一

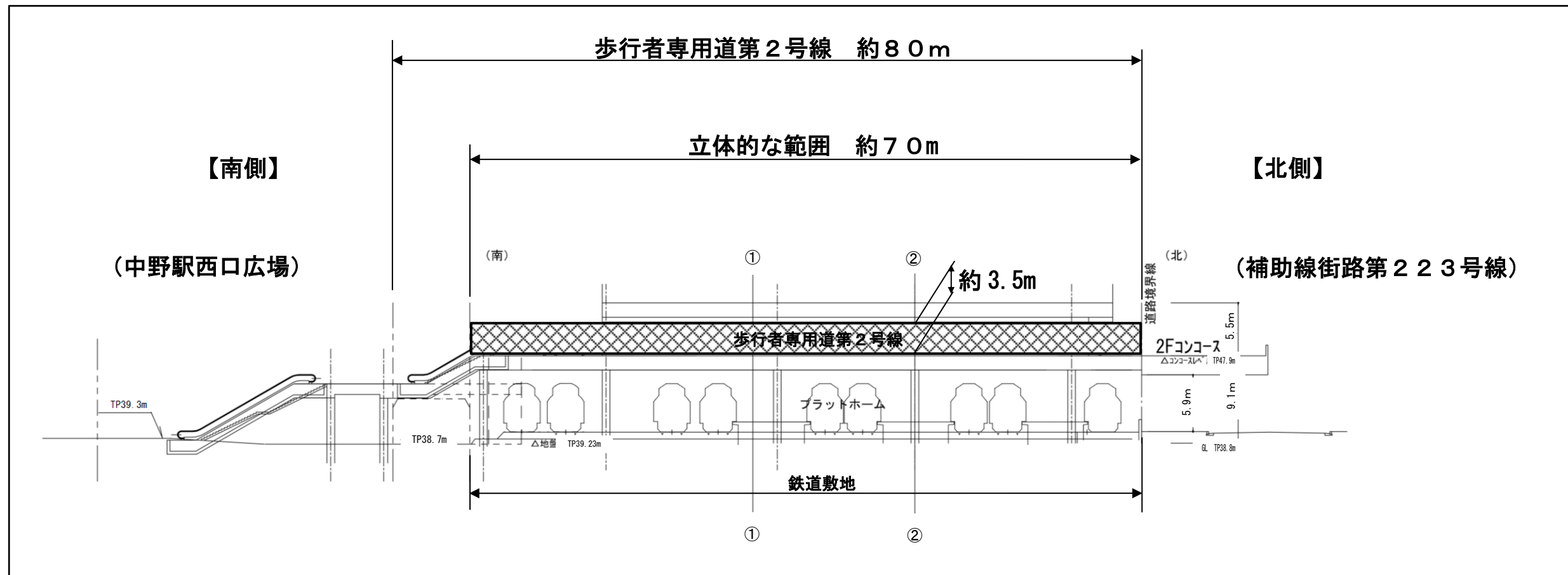


東京都市計画道路幹線街路補助線街路第223号線
東京都市計画道路区画街路中野区画街路第5号線
東京都市計画道路特殊街路中野歩行者専用道第2号線
東京都市計画交通広場中野駅西口広場

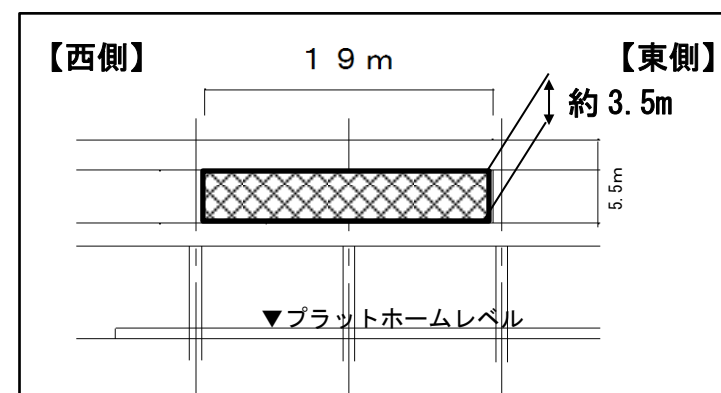
計画図2〔中野区決定〕 縮尺 二千五百分の一



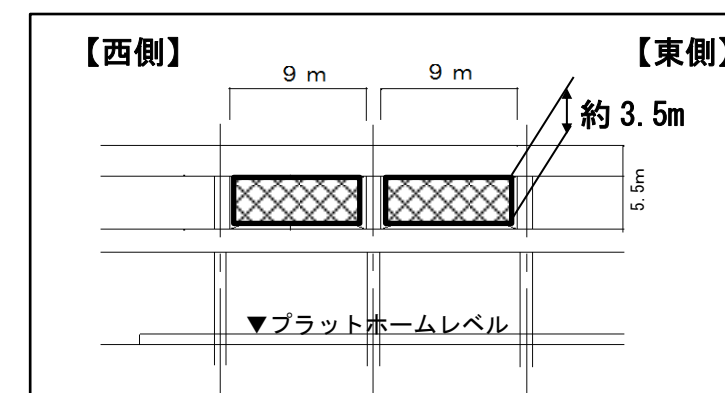
【縦断面図】



【横断面図】



【①—① 横断面図】



【②—② 横断面図】

立体的な範囲

中野三丁目地区に係る都市計画の案

- 1 東京都市計画土地地区画整理事業
中野三丁目土地地区画整理事業の決定
＊総括図・計画書・計画図 9 頁

東京都市計画土地地区画整理事業の決定（中野区決定）

都市計画の中野三丁目土地地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		中野三丁目土地地区画整理事業			
面 積		約 1.0ha			
公共施設の配置	道 路	土地利用や街区構成を考慮しつつ、区画道路を適正に配置する。			
	その他の公共施設	種 別	名 称	面 積	備 考
		交通広場	中野駅西口広場	約 1,200 m ² (嵩上部約 300 m ² を含む)	中野区中野三丁目地内
宅 地 の 整 備		公共施設整備にあわせて、商業・業務・住宅等の複合的な土地利用を図る。			

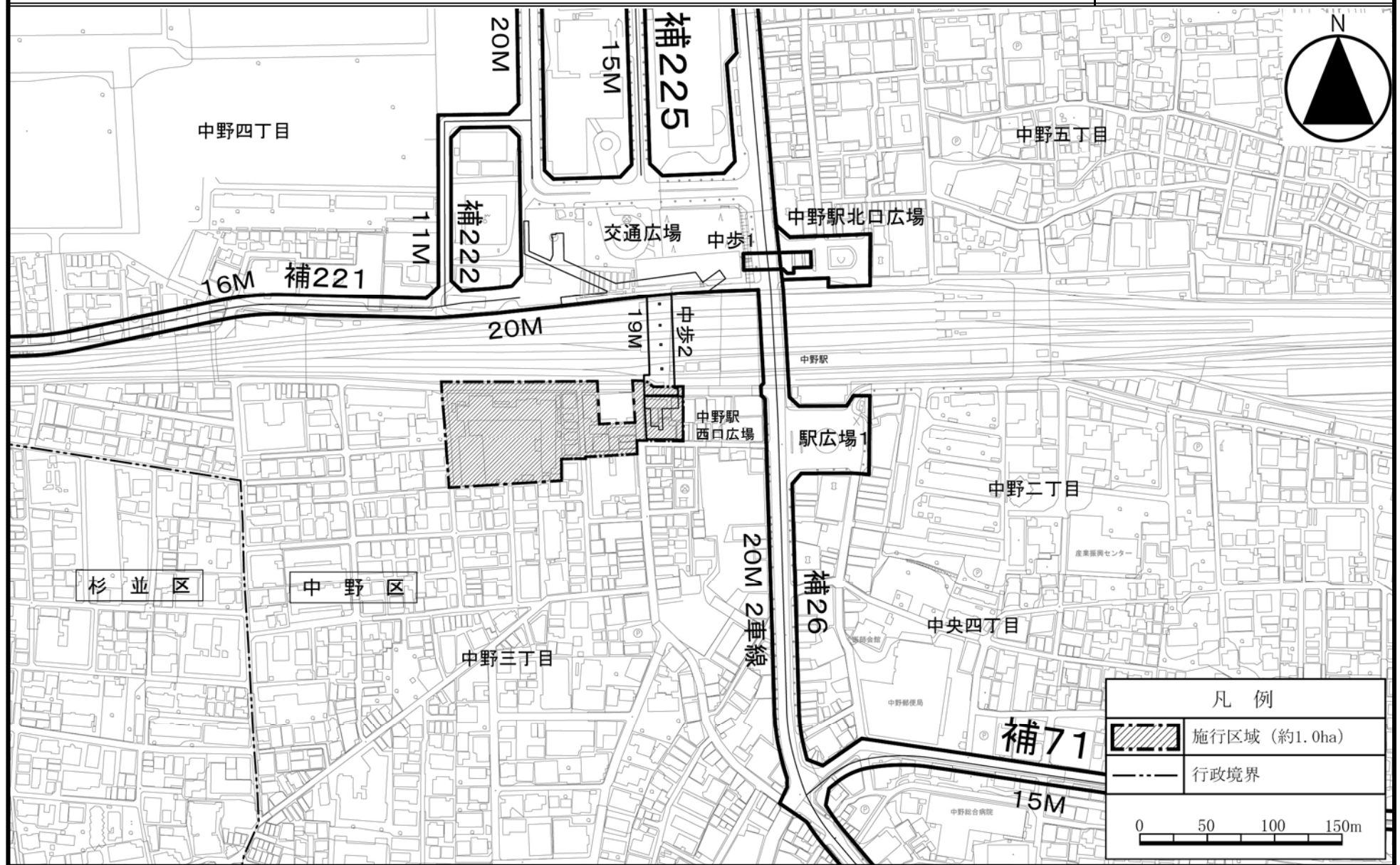
「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

広域中心拠点としてふさわしい魅力ある都市機能の創出と良好なまちなみを形成するとともに、南側の新たな玄関口となる中野駅西口広場の整備及び駅直近の基盤整備を行い、防災性や利便性を高め、地区全体の生活環境の向上を図る。

東京都市計画土地区画整理事業 中野三丁目土地区画整理事業 位置図

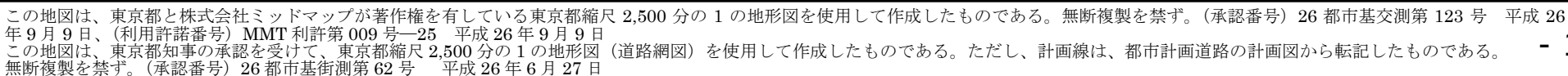
〔中野区決定〕



凡 例	
	施行区域 (約1.0ha)
	行政境界
0 50 100 150m	

この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

〔中野区決定〕



東京都市計画土地地区画整理事業

中野三丁目土地地区画整理事業 計画図 2 (公共施設の配置) [中野区決定]



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日
 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日